

(5) 高圧ガス製造事業届出書類 (第二種製造者)	
必要書類	<p>高圧ガス製造事業届書 (様式第 2)</p> <p>製造施設等明細書</p> <p>添付図面等</p> <p>特定高圧ガス消費に関する届書 (様式第 29) (該当する場合)</p> <p>貯蔵所に関する許可申請書等 (該当する場合)</p>
製造施設等明細書	<p>製造施設等明細書には次の項目を具体的かつ簡潔に記載する。</p> <p>製造する高圧ガスの種類</p> <p>製造の目的</p> <p>製造の方法</p> <p>処理設備の処理能力</p> <p>処理設備の性能</p> <p>貯蔵設備の貯蔵能力</p> <p>法第 1 2 条第 1 項及び第 2 項の技術上の基準に関する事項</p> <p>移設、転用、再使用等に係る高圧ガス設備は、使用の経歴及び保管状態の記録</p>
添付図面等	<p>添付図面等は、製造施設等明細書の内容を説明するもので、おおむね次のとおりとする。</p> <p>製造施設の位置及び付近の状況を示す図面</p> <p>事業所全体平面図</p> <p>製造工程の概要を説明した書面及び図面</p> <p>フローシート又は配管図</p> <p>高圧ガス製造施設の配置図</p> <p>機器一覧表</p> <p>処理・貯蔵能力の計算書</p> <p>高圧ガス製造設備等の構造図</p> <p>高圧ガス設備の強度計算書 (特定設備、指定設備及び認定品を除く。)</p> <p>高圧ガス設備の耐圧・気密試験成績書の写し等</p> <p>耐震設計構造物に係る計算書 (大臣認定者が設計したものを除く。)</p> <p>高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面</p> <p>その他技術上の基準の確認に必要な書面又は図面</p> <p>ただし、$30\text{N m}^3/\text{日}$未満の製造者には適用しない。</p>
提出要領	<p>届出書等は、2 部 (正・副) 作成する。</p> <p>届出書等のサイズは A 4 とし、図面等も A 4 に折り込む。</p> <p>届出書等の提出時期は、事業開始の日の 2 0 日前までとする。</p> <p>届出書は、原則として届出者が持参し説明する。</p> <p>貯蔵の許可等と同時に提出する場合、重複する添付書類は省略できる。</p>